経済情報コンダクター

月刊 東海財界

TOKAI ZAIKAI

コロナ禍でも不動産賃貸で収益を着実に やる気と挑戦意欲で生産性高める日本に

アーク証券
安藤 龍彦会長

Monthly Report

中日ドラゴンズ監督 立浪 和義
「新庄さんは新庄さん 私は私なりに」
「勝つ味を覚えて必ず結果出す」

TREE社長 水野 雅弘
SDGs活動で問われる会社の存在意義
1月名古屋で「SDGsラーニングシアター」

十色の路代表 雨宮 絢香
上質なライフスタイルを求める人と
こだわりのモノとの出会いの場を百貨店に創出

田中耕太郎中部経済産業局長
新たな産業の土壌をつくりたい

ノーベル賞・吉野氏と野依氏が対談
「うまく行かない時がチャンスだ」

岸田新首相が所信表明(全文掲載)
具体策乏しいとの批判も

コロナ禍で炙り出された課題に解答迫る新年
「跳ねる」卯年に向け「千里を走る」貴年に

「新しい資本主義」って何?
参院選後の増税もありか

日銀・林支店長を迎え東海財界倶楽部開催

「若い世代への投資をしっかりしないと……」

2022
新年号
(毎月25日発行)

片岡信恒弁護士の法律相談事務所

片岡　信恒（かたおか　のぶつね）昭和５５年片岡法律事務所を設立。３０年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。
＜片岡法律事務所＞名古屋市中区丸の内２丁目１９番２５号ＭＳ桜通７、８階　☎０５２－２３１－１７０６

在日韓国人同士の離婚手続きは？

【質問】私は在日韓国人です。妻も在日韓国人で、５年前に結婚し、子供が２人いますが、この度、性格がどうしても合わないため離婚することになりました。私も妻も韓国語は全く分かりません。それほど争いもないので、日本の民法に従って協議離婚するつもりでいましたが、それで正しいでしょうか。

【回答】日本人と外国人との離婚が、９０年代から急速に増え、全離婚の占める割合は、０６年に６．１２％とピークを迎え、その後減少傾向にあり、１９年には３．６６％となっています。夫が日本人で妻が外国人という組合せが圧倒的に多く、その内訳は中国人、フィリピン人、韓国人という順になっています。

私の事務所では、日本人と韓国人、中国人との離婚事件を何件も担当してきましたが、この場合は日本法が適用されます。メンタリティーの違いから、解決が困難だと感じることはあります。今回のような韓国人同士の離婚事件も担当することが時々あり、現在も継続中の事件があります。中国人同士の離婚訴訟も経験がありますが、中国で離婚登記をするまでにはかなりの困難があります。

まず、韓国人夫婦の離婚につき適用される法律は、日本法ではなく韓国法です。どの国の法律が適用されるかは、準拠法とよばれますが、「法の適用に関する通則法」という法律で決められています。また、これとは別に、国際的な民事紛争の裁判をどの国で行えるのかという問題（国際裁判管轄）もあり、ここでは説明は省略しますが、今回のケースは日本の裁判所で裁判することになります。

ところで、韓国人同士が協議離婚を選んで、日本の市区町村へ届け出して離婚できるでしょうか。韓国法では、協議離婚を認めていますが、日本とは異なり、いきなり家族関係登録簿に離婚の事実は登載できません。裁判所の確認が必要とされています。日本においても現在では、裁判所の確認は、離婚の実質的な要件と考えられて、日本の市区町村では韓国人同士の協議離婚届出は受理されないことになっています。

在日韓国人の場合、協議離婚届出をする上で、韓国の裁判所に出向いて確認の手続きを取ることが困難なため、韓国大使館か韓国総領事館（名古屋市にあります）で、裁判所の確認に代わる手続きが用意されています。

ただ、財産分与や慰謝料、養育費などで争いがある場合や、夫婦そろって韓国総領事館などに出向くのが難しいケースには、日本の家庭裁判所の調停を利用して、調停が成立すれば、韓国においても、裁判所の確認を経たものとして、離婚が正式に受理されます。

調停離婚成立後、韓国総領事館に在留資格証明書などの身分証明書を提示して、離婚調書及び韓国語翻訳文と、双方の家族関係証明書を提出すれば、韓国の家族関係登録簿に離婚の事実が登載されます。

なお、韓国では戸籍制度が廃止され、２００８年からは家族関係登録制度が採用されています。